

# 令和7年度恵那市プレミアム付商品券

本商品券は、小売業(スーパー、量販店、コンビニ、カー用品)だけでなく、飲食業やサービス業(タクシーを含む)、建設業など多くの事業所(取扱加盟店)で広く利用できる商品券です。

加盟店は、「紙のみ」または「紙・電子」の取り扱いが選べます。

## 恵那市プレミアム付商品券概要

	電子商品券	紙商品券
商品券種類	一般店専用券(青券)・大型店共通券(赤券)	一般店専用券(青券)・大型店共通券(赤券)
発行者	恵那市商品券事業実行委員会	
販売総額	2億3,000万円 (プレミアム分3,000万円含む)	2億2,000万円 (プレミアム分2,000万円含む)
販売額	1セット10,000円(額面11,500円) 6,500円(一般店専用) 5,000円(一般店及び大型店共通用)	1セット10,000円(額面11,000円) 500円券x12枚(一般店専用券(青券)) 500円券x10枚(一般店及び大型店共通券(赤券))
販売限度	1人あたり紙商品券/5セット、電子商品券/5セットまで	
使用可能期間	令和7年6月20日(金)～令和7年12月19日(金)	
換金方法	毎月3回 ①10日締—20日振込 ②20日締—月末振込 ③末締—翌月10日振込 (振込指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日)	毎月2回(換金伝票を記入し、金融機関等窓口へ) ①15日締—月末振込 ②月末締—翌月15日振込 (振込指定日が休日の場合は指定日前の最終営業日)
換金手数料	無料	無料
決済方法	スマホ等で決済(機種により使用できないことがあります)	実行委員会指定の方法

### ご利用の制限

・この商品券はつり銭ができません

・次の場合には使用できません

- 商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- 換金性の高いもの(ビール券、図書券、切手、印紙等)及びたばこ等の購入
- 国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- 事業資金(業者間取引)としての支払い
- 商品券を担保に供し、または質入れすること
- 恵那市商品券実行委員会が定める取扱加盟店の責務に反する行為
- その他、取扱加盟店等が特に指定するもの



この事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使用しています QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

発行 恵那市商品券事業実行委員会(TEL 26-1211 FAX 25-6173)  
〒509-7203 恵那市長島町正家 1-5-11 恵那商工会議所 内

## 令和7年度恵那市商品券事業

# 新規取扱加盟店募集

取扱加盟店申込期間 **3月20日(木)まで**



### 加盟店資格

加盟店資格は、以下の条件すべてを満たしている事業者とする。 ※申込内容によっては登録をお断りする場合があります。

- ①恵那市内にて事業を営む事業者
- ②公序良俗に反しないもの

### 登録方法

中綿「恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書」を記入のうえ、実行委員会が指定した期限までに申込みものとする。

### 登録料

登録料は恵那商工会議所、恵那市恵南商工会会員は無料、非会員は**50,000円**(1店舗ごと)とする(本事業を目的に新規加入する事業者は、事業終了後**3**カ年は会員を継続すること)。

### 申込期間

**令和7年3月20日(木)**

※申込期間終了後も随時受付を行います。周知チラシに店舗名が掲載されません。申込期間終了後の加盟店はホームページに掲載します。

### 申込方法

本紙内「恵那市プレミアム付商品券取扱加盟店登録申込書」に必要事項を記入し、恵那商工会議所または恵那市恵南商工会本所まで **FAX** または郵送、もしくは業務時間内にご持参ください。

※回収した商品券を換金する場合の換金手数料は無料です。

※商品券の取り扱いを登録した加盟店は、特別の事情がない限り途中で取り止めはできません。

お申込・お問い合わせ窓口 ・お近くの窓口へお気軽にお問い合わせください

・恵那商工会議所 TEL 26-1211 FAX 25-6173  
〒509-7203 恵那市長島町正家 1丁目5番地 11

・恵那市恵南商工会本所 TEL 54-2902 FAX 54-3703  
〒509-7731 恵那市明智町 443-4

※業務時間はいずれも：午前8時30分～午後5時(土・日・祝日を除く)